

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石 井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)
地域名 (地域内農業集落名)	千代・三坂地区 (千代集落・三坂集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、南房総市の中央部に位置し、比較的平坦な地域で安房中央土地改良区の安房中央ダム及び二級河川平久里川を水源としている。主な生産作物は3法人4農業者を中心経営体として水稲、露地野菜、果樹を作付けしている。農地の利用状況は良好であるが、パイプラインの老朽化、野菜生産における通年の用水確保及びイノシシによる被害が山側に面したエリアで急増している。

## 【地域の基礎的データ】

68戸(農業委員会農地台帳)・中心経営体7件(うち法人3件)

主な作物:水稲、食用ナバナ

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物としつつ地域の特産品である食用ナバナ等露地野菜を推進し、地域内で営農する多様な経営形態の担い手へ集積・集約を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の担い手は十分確保されており、今後中心経営体へ農地集積を進めるとともに、将来的には多様な経営形態の担い手の作目に適したほ場の分散錯圃解消、エリア設定も含め農地を集約していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中間管理事業に切り替えて、皆が預ければ補助金(地域集積協力金)のメリットがある。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手のニーズを踏まえ、通年の水源確保、畦畔除去、汎用化など多様な農業の参画を見据えた耕作条件向上のため土地改良事業による整備を検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>県農業事務所・JA・市・農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。 支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>担い手による農業経営が大半を占めているため作業受委託は少数であり、現状農業支援サービス事業者の活用はないが、(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝縦、草刈り等コントラクター事業を必要に応じて活用する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策:イノシシ被害増加防止対策のための検討
- ②有機・減農薬・減肥料:水稲中心の経営体と有機農業に取り組む経営体の調和・共存のための環境づくり
- ⑧農業用施設:パイプラインの老朽化による更新の検討